○農林水産省告示第三千二百三十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十五年十月十五日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年十二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第22700号
2　登録年月日　平成25年10月15日
3　農林水産植物の種類
Calendula L.
4　登録品種の名称　CLツノダATWW2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社角田ナーセリー
愛知県一宮市萩原町萩原橋上14－1

1　登録番号　第22725号
2　登録年月日　平成25年10月15日
3　農林水産植物の種類
Gerbera L.
4　登録品種の名称　Garnikki
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Kwekerij Florist De Kwakel B.V.
Dwarsweg 15, 1424PL De Kwakel, The Netherlands

1　登録番号　第22731号
2　登録年月日　平成25年10月15日
3　農林水産植物の種類
Gerbera L.
4　登録品種の名称　Garsant
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Kwekerij Florist De Kwakel B.V.
Dwarsweg 15, 1424PL De Kwakel, The Netherlands

○経済産業省告示第二百六十一号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、秩父銘仙を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　伝統的工芸品の名称
秩父銘仙

二　伝統的な技術又は技法
1　無地銘仙及び縞銘仙にあっては、次の技術又は技法により製織された織物とすること。
(一)　先染めの平織りとすること。
(二)　糸の精練及び染色は浸染によること。
(三)　よこ糸の打ち込みには、「手投杼」若しくは「踏木による飛杼」又は有杼織機を用いること。
2　模様銘仙にあっては、次の技術又は技法により製織された織物とすること。
(一)　平織りとすること。
(二)　糸の精練及び染色は浸染によること。
(三)　たて糸は、仮織りした後、「解し捺染」を行うこと。
(四)　よこ糸の打ち込みには、「手投杼」若しくは「踏木による飛杼」又は有杼織機を用いること。
(五)　製織は、「解し織り」によること。

三　伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、生糸、玉糸若しくは真綿のつむぎ糸又はこれらと同等の材質を有する絹糸とすること。

四　製造される地域
埼玉県　秩父市
秩父郡横瀬町
秩父郡小鹿野町
秩父郡皆野町
秩父郡長瀞町

五　指定年月日
平成二十五年十二月二十六日

○経済産業省告示第二百六十二号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、越前箪笥を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　伝統的工芸品の名称
越前箪笥

二　伝統的な技術又は技法
1　木材の乾燥は、自然乾燥によること。
2　木地加工は、次のいずれかによること。
(一)　枠組箪笥にあっては、次の技術又は技法によること。
(イ)　わくのかまち（よこかまちを除く。）の見付け及び見込みは、それぞれ二十ミリメートル以上、四十ミリメートル以上とすること。
(ロ)　たな板及び裏板に使用する板材の厚さは、七ミリメートル以上とすること。
(ハ)　わくのかまちの接合は、平ほぞ接ぎ、腰付きほぞ接ぎ、割りくさびほぞ接ぎ又は鬼ほぞ接ぎによること。
(ニ)　天板とかまちとの接合は、かまちの小溝穴に天板をはめ込むことによること。
(ホ)　引出しの部材の接合は、組み接ぎ、包み打ち付け接ぎ、前留め組み接ぎ、あり組み接ぎ、包みあり組み接ぎ、隠しあり組み接ぎ又は留め形隠しあり組み接ぎによること。
(ヘ)　とびらを付ける場合には、とびらの部材の接合は、雇いざね留め接ぎ又は隠し留め形三枚接ぎによること。
(ト)　引戸を付ける場合には、引戸の部材の接合は、平ほぞ接ぎ又は腰付きほぞ接ぎによること。
(チ)　仕上げは、トクサの葉などを用いてみがくこと。
(二)　板組箪笥にあっては、次の技術又は技法によること。
(イ)　天板、側板及び束板に使用する板材の厚さは十八ミリメートル以上とすること。
(ロ)　裏板に使用する板材の厚さは、七ミリメートル以上とすること。
(ハ)　天板と側板との接合は、五枚組以上の組み接ぎ、前留め組み接ぎ又は包みあり組み接ぎによること。
(ニ)　引き出し部材の接合は、組み接ぎ、包み打ち付け接ぎ、前留め組み接ぎ、あり組み接ぎ、包みあり組み接ぎ、隠しあり組み接ぎ又は留め形隠しあり組み接ぎによること。
(ホ)　とびらを付ける場合には、とびらの部材の接合は、雇いざね留め接ぎ又は隠し留め形三枚接ぎによること。
(ヘ)　引戸を付ける場合には、引戸の部材の接合は、平ほぞ接ぎ又は腰付きほぞ接ぎによること。
(ト)　仕上げは、トクサの葉などを用いてみがくこと。
3　塗装は、次のいずれかによること。ただし、キリ材を使用する場合を除く。
(一)　ふき漆塗にあっては、生漆の塗付けとふき取りを繰り返した後、透漆を用いて仕上げ塗をすること。
(二)　春慶塗にあっては、砥の粉又は弁柄で「目止め」をし、さび漆を用いて下塗をした後、表面を削り滑らかにし、透漆を用いて仕上げ塗をすること。
(三)　呂色塗にあっては、さび漆を用いて下塗をし、呂色漆を用いて上塗をした後、「上塗研ぎ」をし「胴摺り」をすること。
4　金具の製造は、次の技術又は技法によること。
(一)　鋼板は、鍛造により打ち延ばして使用すること。
(二)　輪郭の切断は、手作業により鏨を用いて行うこと。
(三)　「面取り」は、手作業により鑢を用いて行うこと。
(四)　座金、鍵、錠前及び縁金具作りは、手作業によること。
(五)　引き手作りは、手作業により「わらびて型」、「ひるて型」又は「角手型」に成形すること。
(六)　さび止めは、焼いた金具に生糸をすりつけて磨くこと。
(七)　仕上げは、菜種油又は椿油で拭き、乾燥させること。

三　伝統的に使用されてきた原材料
1　木地は、ケヤキ、キリ、マツ、ヒノキ若しくはスギ又はこれらと同等の材質を有するものとすること。
2　漆は、天然漆とすること。
3　金具は、鉄製とすること。

四　製造される地域
福井県　越前市
鯖江市

五　指定年月日
平成二十五年十二月二十六日

○経済産業省告示第二百六十三号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、山鹿灯籠を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃